

98 明治12年3月3日 菊池長閑宛

第三号 明十二  
三月三日  
(長閑注記)

過月本宿より書状達し披見したるに同人ハ離縁一条ニ付ての所  
置疎暴に涉りたるを深く悔其後双方打解たるを喜て云送たり斯  
自分の過ちを悔たる上ハ又深く咎るにも及間敷此後ハ何義なく  
互の親み故の如くならん事を願ふ一体何ても思事ある時ハ直に  
遣り出すハ本宿の性分と覺ゆれハ何も別段深き考もなく横田伯  
母君迄彼手紙を書たるならん南部信方君より安着の為知状到着  
し安心セリ阿波の同人内に居事も為知来たり去冬ハ余り厳寒も  
なく過たり□雖(とか)是当月ハ殊の外寒かるへしと思ふ三月風と唱  
て其冷さ骨身に徹り一年中尤凌難月なり雨も此より四月に掛て

度々降るなり然し日本の入梅と云ふ様な極りたる雨降時節へ当地になし支那人の移住を減する議案ハ過日両議院を通りたるか大統領ハ右議案ハ支那帝国との条約面に背とて差戻したり當時支那人の当國に居者凡十万人と云ふ彼等ハ余の日雇其他の職人よりハ安給金にて働故自然当國の手間取共ハ其仕事を取られ夫より不平を唱し遂に右議案を議院に持出すに至たるなり支那人ハ不行状たとか不潔たとか当國の風に化セぬとか色々の小言あり去モ当國ハ世界晴ての自由国と自謾し誰か来様か何を仕様か国安を害せぬ以上ハ構はぬと云ふ立前にハ少し外れる様なり「ニウヨルク」ヤ當府の新聞紙ハ議院の所作を厳くこなし付たり

尊父君

武夫

本宿ハ御祖母君に対してハ何とも申訳ないから宜く慰め呉ろと云送り

(長閑注記)

「四月廿日達し三十九ヶ日

同月三十日此方第四号ヲ以返事」